

戸籍に記載される振り仮名の通知書が届きます 下川町が本籍の方は、8月下旬予定です

戸籍法の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正をする法律」（以下「改正法」）の施行により、令和7年5月26日以降、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。

1 本籍地の市区町村長から通知があります

現在、戸籍に記載することになる氏名の振り仮名をお知らせする通知が随時郵送されています。

この通知は、住民登録している自治体ではなく、本籍地の自治体から送付されます。

下川町を本籍地とされている方には、8月下旬以降に届く予定になって

います。
通知が届きましたら必ず内容をご確認ください。もし認識と違う振り仮名が記載されていた場合は、「2」の届出を行ってください。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

2 氏名の振り仮名の届出

届出が可能な期間は令和8年5月25日までです。

① 「1」の通知の振り仮名がご自身の認識と違っている場合は必ず届出をしてください。

② 「1」の通知の振り仮名が正しい場合、届出は不要です。通知に記載された振り仮名が令和8年5月26日以降そのまま戸籍に記載されます。

早期の戸籍への記載を希望される方は、振り仮名の届出をすることができます。

なお、出生届等により、初めて戸籍に記載される方は、併せて届け出ること、振り仮名が記載されます。

届出は書面でもマイナポータルからでも可能です。詳しくは法務省ホー

ムページをご覧ください。

3 市区町村長による氏名の振り仮名の記載

「2」の届出がなかった場合、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て、令和8年5月26日以降に、「1」の通知の振り仮名を戸籍に記載します。

その後は、一度に限り、ご自身の届出のみで変更をすることができます。

なお、「2」の届出を行った後に氏名の振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

【参考】法務省ホームページ「戸籍にフリガナが記載されます」
<https://www.moj.go.jp>

■お問い合わせ

町民生活課総合窓口係
☎016551412511
内線116・117